

日時: 令和5年5月19日(金)9:30~10:15
WEB研修

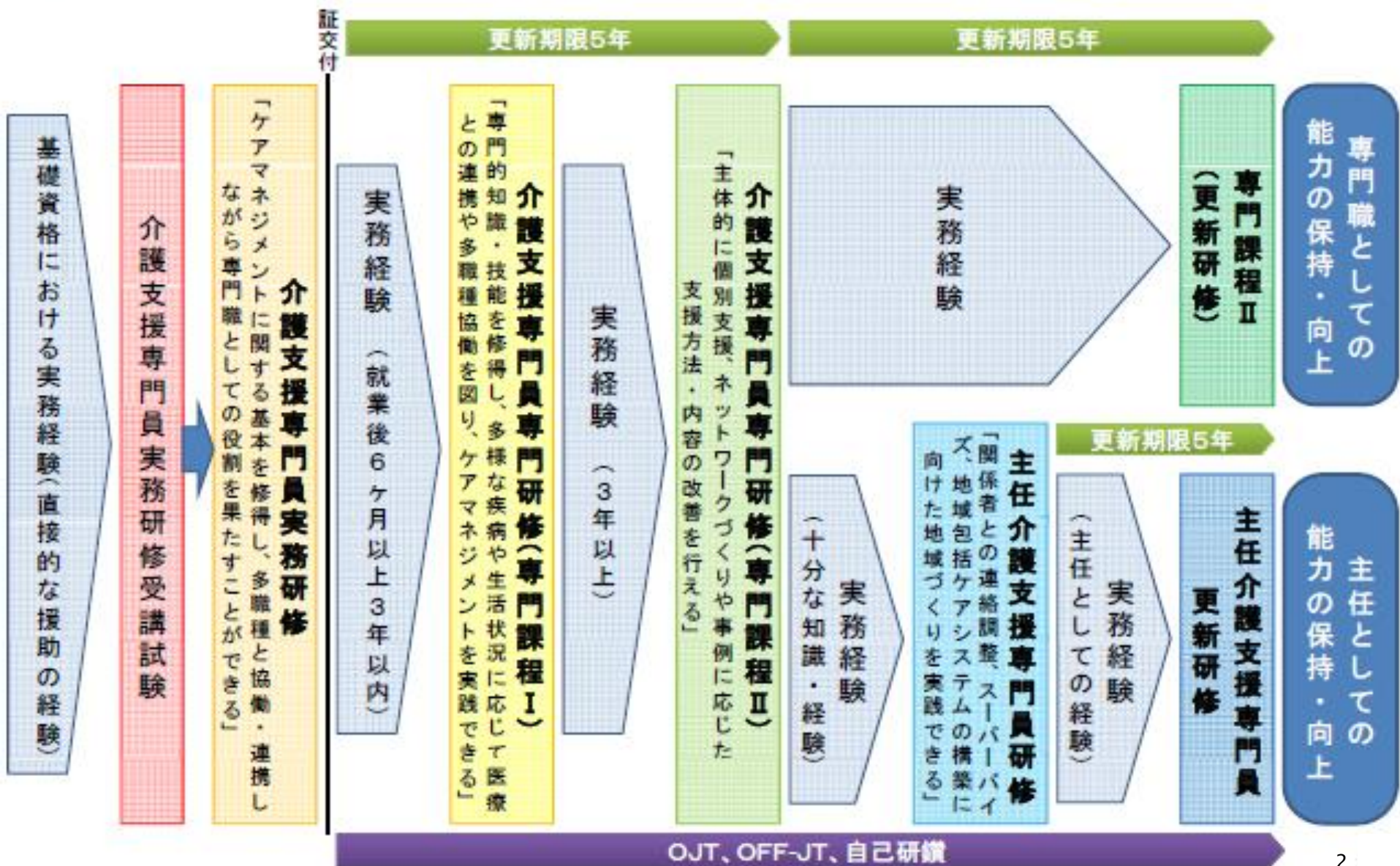
主任介護支援専門員更新研修 のための基礎研修 ～研修体制と証の更新等について～

福井県健康福祉部 長寿福祉課
地域包括ケアC 坪田



1. 「主任介護支援専門員更新研修」のねらい

介護支援専門員の養成の全体像



2. 平成29年5月18日付け要綱の一部改正等

- ▶ 主任介護支援専門員の更新制度について、実質的に**5年間**の有効期間が確保された。
- ▶ 主任介護支援専門員更新研修の修了者の介護支援専門員証は、**原則として**主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付する。

主任介護支援専門員とは

- ▶ 多職種との連携他の介護支援専門員に適切な**指導・助言**、さらに事業所における**人材育成**及び業務管理を行うことができ、
- ▶ 地域包括ケアシステムを構築していくために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整を行うことにより地域課題を把握し、地域に必要な社会資源の開発やネットワークの構築など、個別支援を通じた地域づくりを行うことができる者

主任介護支援専門員研修実施要綱より

介護支援専門員サポート(指導)を実践する人

主任介護支援専門員更新研修のポイント

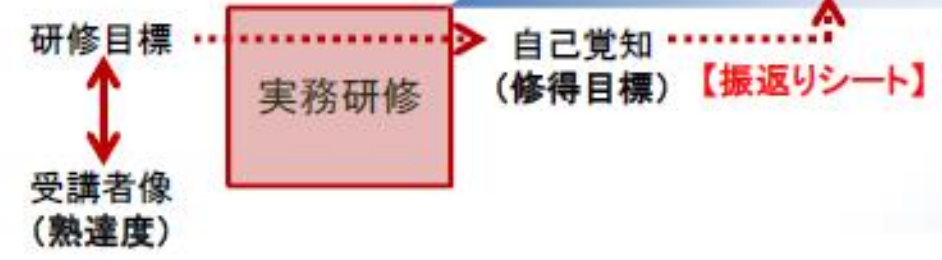
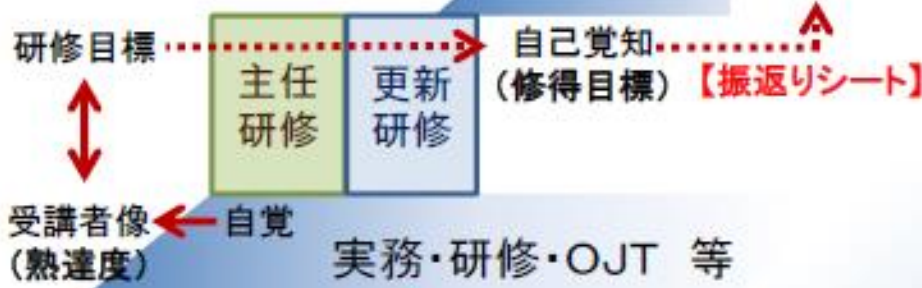
主任介護支援専門員には、**介護支援専門員に対するスーパーバイズ、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整**といった役割が求められている。このような役割を果たすことをより一層進めることが重要であり、**その資質の向上を図っていくことが必要**である。

そのため、**主任介護支援専門員が継続的に知識・技術等の向上に努めているかを確認し、また、自らの実践に足りないものを認識し、更なる資質向上を図ることが重要**であるとし、更新制を導入し、更新時において新たに研修を創設することとした。

介護支援専門員法定研修と継続的な資質向上(イメージ案)

研修実施関係者

- ・県
- ・実施機関
- ・講師
- ・研修向上委員会



- ・受講者
 - ・職場
 - ・協会(職能団体)
 - ・地域
 - 主任介護支援専門員**
- OJT-OFFJT関係者

▶ OJT(職場内訓練)

- 現場で仕事を進めながら、上司や先輩が必要な知識やスキルを計画的・体系的に部下に教え、身につけさせるもの

▶ OFFJT(職場外研修) = 法定研修や法定外研修

- 職場を離れて社内の担当部署が考案したメニューや外部の研修機関が作成したプログラムを受講し、必要な知識やスキルの習得を図る

▶ スーパーバイズ

- (福祉や心理の現場では) 援助実践者の上司が援助者実践者を監督する、指導する

3. 令和5年4月17日付け要綱の一部改正等

(別添6)

主任介護支援専門員更新研修実施要綱

1 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、**主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図る**ことを目的とする。

(別添6)

主任介護支援専門員更新研修実施要綱

4 実施上の留意点等

- (1) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践に係る科目について、アセスメントからニーズを把握する過程及びモニタリングでの評価に関する知識・技術についての講義・演習を行うに当たっては、別途通知する「課題整理総括表」及び「評価表」等を活用し行うものとする。
- (2) 省略
- (3) 「適切なケアマネジメント手法」とは、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ厚生労働省の調査研究事業において、要介護高齢者本人と家族の生活の継続を支えるために、各職域で培われた知見に基づいて想定される支援を体系化し、その必要性や具体化を検討するためのアセスメント・モニタリングの項目を整理したものである。本人が有する疾患に関係なく高齢者の機能と生理を踏まえた想定される支援内容を整理した「基本ケア」及び疾患に特有な検討の視点又は可能性が想定される支援内容を整理した「疾患別ケア」により構成される。

主任介護支援専門員更新研修

主任介護支援専門員としての実践の振り返りと 指導・支援の実践（7事例共通部分）

• 目的

- 主任介護支援専門員としての実践(指導)の振り返りを通じて、実践上の工夫や課題を共有するとともに、自らの実践に足りないものを認識し、資質向上に向けて必要な取り組みと実践における改善策を理解する。
- 地域づくりに向けた課題の把握やその改善・指導の実践に関する取り組みについて理解する

• 内容

- 主任介護支援専門員としての各自の実践事例(地域や事業所の介護支援専門員への個別指導・支援、地域や事業所における人材育成の実施・支援、ネットワークづくりや社会資源の開発などの地域づくり)を振り返り、背景や問題点、工夫した点、今後の課題等分析する。
- 主任介護支援専門員としての資質向上に向けた取り組みと実践における改善策の検討

主任更新研修 受講要件

次の1～5までの**いずれか**に該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証の有効期間が概ね**2年以内**に満了する者。

1. 法定研修に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
2. 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に**年4回**以上参加した者
3. 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
4. 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
5. 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

4. 事前提出書類について

〔指導記録〕

事例概要、相談支援経過、逐語録 等

〔指導事例の個別支援記録一式〕

- ①フェイスシート
- ②課題分析標準項目
- ③課題整理総括表
- ④居宅サービス計画書(第1表～第4表)※または
施設サービス計画書(第1表～第3表、第5表)※

※居宅または施設サービス計画書は指導前・指導後の両方

- ⑤評価表 等

※詳細は今年度の福井県主任介護支援専門員
更新研修実施要綱を確認してください。

5. 「主任介護支援専門員更新研修」修了者の介護支援専門員証の更新について

1. 主任介護支援専門員更新研修を修了された方は、原則、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間を、「主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて揃える」こととなります。
(スライド16の図①を参照:「介護支援専門員証」と「主任介護支援専門員」の有効期間を揃える)
2. 主任介護支援専門員更新研修修了証書が到着後、1か月を目途に、介護支援専門員証の更新手続きをお願いします。
提出書類 ①介護支援専門員証交付申請書(様式第5号)
②写真 (6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身(おおむね胸から上)、無背景のもの)
③手数料 2,000円(県証紙または手数料納付システムによる納付)
④主任介護支援専門員更新研修修了証書(写)
⑤介護支援専門員証(原本)
3. 介護支援専門員証の有効期間を、「主任介護支援専門員研修更新研修修了証明書の有効期間」に揃えないことも可能ですが、「介護支援専門員証の有効期間に関する申出書」の提出が必要となります。詳しくは、県長寿福祉課地域包括ケアGにお問合せください。
(スライド16図②を参照:「介護支援専門員証」と「主任介護支援専門員」の有効期間は異なるので、有効期間切れで業務に就けないことがないよう、ご自分で管理が必要)

県長寿福祉課地域包括ケアG 0776-20-0330 (直通)

更新し忘れに
注意!

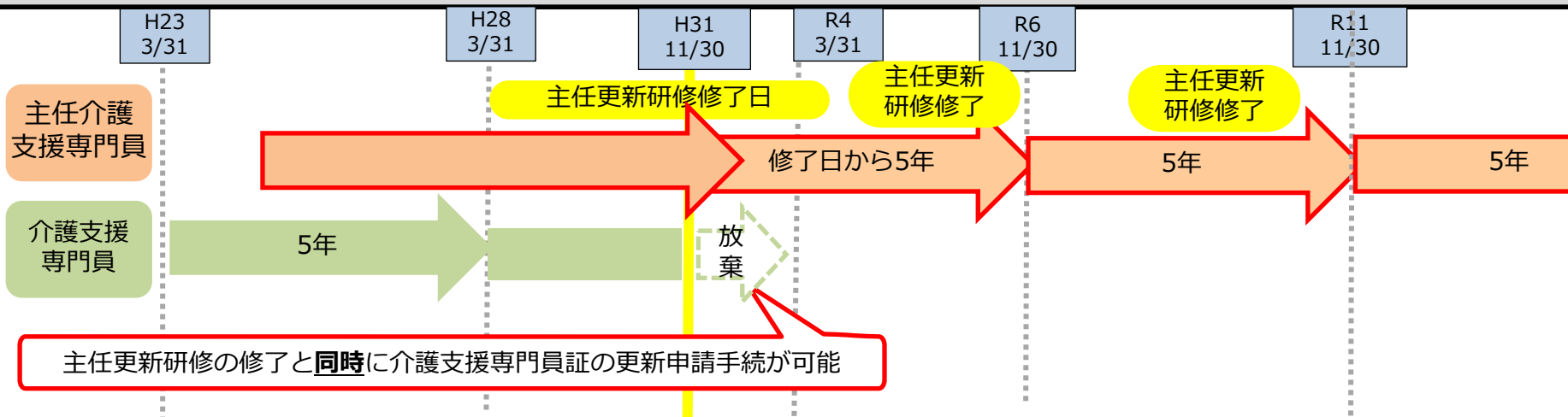
主任介護支援専門員更新研修を修了した者の介護支援専門員証の有効期間について

主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了した者の介護支援専門員証の有効期間については、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、両方の有効期間を揃えることを原則とします。

平成31年11月30日に主任更新研修を修了し、令和4（平成34年）3月31日に介護支援専門員証の有効期間が満了する方の例

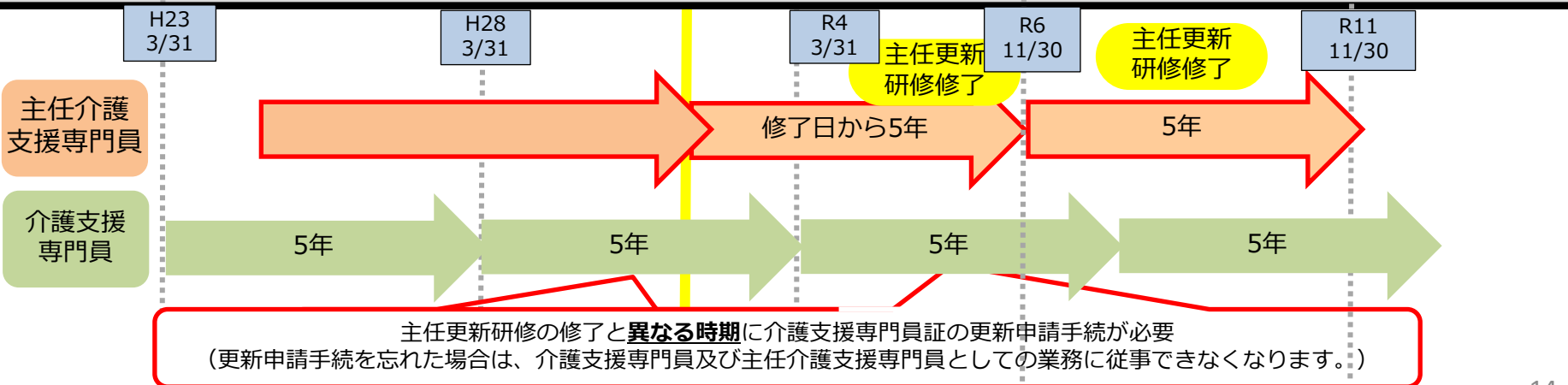
証の更新申請をする場合、介護支援専門員証と主任更新研修修了証明書の**有効期間が揃いません**

図①



「介護支援専門員証の有効期間に関する申出書」を**提出する場合**、介護支援専門員証と主任更新研修修了証明書の**有効期間は揃いません**

図②



福井県知事 様

証紙貼付け欄

(※1)
手数料納付システムを利用した場合、記載すること
【申込番号】

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

申請者
住所
氏名
電話番号

介護支援専門員証交付申請書

このことについて、下記のとおり介護支援専門員証の交付を申請します。

介護支援専門員番号		□	□	□	□	□	□	□	□	
交付申請の理由 (該当するに○を記入)	<input type="checkbox"/> 新規申請 (介護保険法施行規則第113条の20第1項の規定に基づく交付申請)		<input type="checkbox"/> 登録後5年以内		①					
			<input type="checkbox"/> 登録後5年を経過		②					
	<input type="checkbox"/> 登録移転に伴う交付申請 (介護保険法施行規則第113条の20第3項の規定に基づく交付申請)		③							
	<input type="checkbox"/> 書換え交付 (同規則第113条の23の規定に基づく交付申請)		④							
	<input type="checkbox"/> 再交付(同規則第113条の25の規定に基づく交付申請)		<input type="checkbox"/> 介護支援専門員証の亡失または滅失		⑤					
			<input type="checkbox"/> 介護支援専門員証の汚損または破損		⑥					
	<input type="checkbox"/> 更新交付 (同規則第113条の26の規定に基づく交付申請)		⑦							
交付申請者	氏名									
	生年月日	年	月	日	(西暦で記載してください)					
	住所	都・道 府・県	郡 市	町 村						
添付書類	写真(縦3cm、横2.4cm)6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身(おおむね胸から上)、無背景のもの(裏面に氏名を記載してください)									
	②の場合 再研修の修了証書(写し)									
	③の場合 登録移転申請書(様式第2号)、介護支援専門員証(原本)									
	④の場合 登録事項変更届出書(様式第3号)、介護支援専門員証(原本)									
	⑥の場合 汚損または破損した介護支援専門員証(原本)									
⑦の場合 更新研修または再研修の修了証書※(写し)、介護支援専門員証(原本) ※専門研修課程Ⅰ、Ⅱを初めて修了の方は両方の修了証書の写し										

(※1) この用紙の左上の欄に福井県証紙2,000円を貼付(捺印はしないでください)または手数料納付システム(コンビニエンスストアおよびWEB上のクレジットカード)を利用して納付した方は12桁の申込番号を必ず記載してください。

R4.4.1～様式が一部変更

福井県長寿福祉課ホームページ
「4 介護支援専門員に関する情報」
に掲載

【掲載URL】

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/>

※研修を修了しただけで自動的に有効期間の更新がされるわけではありません。
ケアマネ証を更新される方は、有効期間内に各自手続きが必要です。

主任介護支援専門員の資格について

★主任資格：5年間の有効期間

（平成28年度から更新制度が導入）

★主任資格には介護支援専門員証はなく、主任研修・主任更新研修の修了証書が資格を証明するもの → 紛失しないこと！！

※主任介護支援専門員として就労するためには
介護支援専門員証と主任介護支援専門員の
修了証明書が必要

★主任更新研修の修了により専門員証の更新を行う場合は、必ず、主任資格と専門員証の双方の有効期間満了日の前に主任更新研修が修了するようにしてください。

適切なケアマネジメント手法の理解を深めるための資料

＜適切なケアマネジメント手法＞の手引き

初めて本手法を学ぶケアマネジャー等が理解を深めるために使うことができます



[こちら](#)からダウンロード出来ます。

また、冊子の郵送をご希望される場合(※)は、下記申込先までご連絡をお願いいたします。(連絡先)

株式会社日本総合研究所 創発戦略センター
適切なケアマネジメント手法研修会事務局
e-mail: 100860-care@ml.jri.co.jp

(※)締切2月末(在庫がなくなり次第終了)

＜「適切なケアマネジメント手法」に関する動画一覧(日本総研公式YouTube)＞

本手法の概要や活用方法等の解説動画や、グループワークのデモ動画等を公表しています。

<https://youtube.com/playlist?list=PLN9FPW9wROUGciJ1YPCX6Dmv9Z4NUQa32>

動画タイトル
適切なケアマネジメント手法の概要及び活用について
「適切なケアマネジメント手法の手引き」解説(10本)
「適切なケアマネジメント手法」委員インタビュー動画(9本)
「適切なケアマネジメント手法」実践研修のご紹介 ～地域で支えるケアマネジメントの実現に向けて～
「適切なケアマネジメント手法」実践研修Q&A解説 ～考え方編～
「適切なケアマネジメント手法」実践研修Q&A解説 ～実践編～
「適切なケアマネジメント手法」実践研修受講方法 ① 「自己点検」「実践研修」効果・意義について
「適切なケアマネジメント手法」実践研修受講方法 ② 概要版(項目一覧)の見方
「適切なケアマネジメント手法」実践研修受講方法 ③ 現場実践 振り返りシートの書き方
「適切なケアマネジメント手法」実践研修受講方法 ④ 実践研修のグループワークの進め方と留意点
「適切なケアマネジメント手法」実践研修グループワークデモ動画～第2回研修編～
「適切なケアマネジメント手法」実践研修グループワークデモ動画～第3回研修編～
「適切なケアマネジメント手法」実践セミナー
「適切なケアマネジメント手法」研修担当者向けセミナー

＜「適切なケアマネジメント手法」に関連する事業まとめ(日本総研ホームページ)＞

手引きや動画の他、これまでの事業の報告書や本手法に関するQ&A、基本ケア及び5つの疾患別ケアに関連する資料(冊子や項目一覧等)、実践研修に関連する資料(パンフレットや研修資料等)等を開覧、ダウンロードできます。

<https://www.jri.co.jp/service/special/content11/corner113/caremanagement/>

介護支援専門員法定研修カリキュラムの見直しについて

背景

- ・ 介護、医療及び福祉の実践の方法や技術、介護保険をはじめとする社会保障制度やそれを取り巻くさまざまな環境は、常に変化しており、独居の要介護高齢者、認知症や精神疾患を有する要介護高齢者、医療処置を要する要介護高齢者、支援を必要とする家族等、介護支援専門員が実際に現場で対応している利用者像も多様化し、複雑化している
- ・ 現行の介護支援専門員の法定研修のカリキュラムは平成28年度から施行されているところであるが、介護支援専門員に求められる能力や役割の変遷及び昨今の施策動向等を踏まえ、「介護支援専門員の資質向上に資する研修等の在り方に関する調査研究事業」（令和3年度老人保健健康増進等事業）においてカリキュラムの見直しについての検討を進めた

※令和5年2月17日 告示
令和6年4月 1日 施行

カリキュラム見直しのポイント

- ・ 幅広い視点で生活全般を捉え、生活の将来予測や各職種の視点や知見に基づいた根拠のある支援の組み立てを行うことが介護支援専門員に求められていることを踏まえ、高齢者の生活課題の要因等を踏まえた支援の実施に必要な知識や実践上の留意点を継続的に学ぶことができるように、**適切なケアマネジメント手法の考え方を科目類型として追加**
- ・ 認知症や終末期などで意思決定支援を必要とする利用者・世帯がさらに増えるとともに、根拠のある支援の組み立てに向けて学ぶべき知識や技術の変化が今後も進むと考えられる中で、職業倫理の重要性は一層高まるが見込まれるため、**権利擁護や意思決定支援など職業倫理についての視点を強化**
- ・ **地域共生社会の実現に向け、介護保険以外の領域も含めて**、制度・政策、社会資源等についての近年の動向（地域包括ケアシステム、認知症施策大綱、仕事と介護の両立、ヤングケアラー、科学的介護（LIFE）、意思決定支援等）を踏まえた見直しを行う
- ・ 法定研修修了後の継続研修（法定外研修、OJT等）で実践力を養成することを前提に、**カリキュラム全体の時間数は増やさず、継続研修への接続を意識した幅広い知識の獲得に重きを置いた時間配分（＝講義中心）に見直す**

主任介護支援専門員更新研修カリキュラム見直し

現行

科目	手法	時間
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	講義	4
○主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践		
リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	講義・演習	6
看取り等における看護サービスの活用に関する事例	講義・演習	6
認知症に関する事例	講義・演習	6
入退院時等における医療との連携に関する事例	講義・演習	6
家族への支援の視点が必要な事例	講義・演習	6
社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	講義・演習	6
状態に応じた多様なサービスの活用に関する事例	講義・演習	6
計		46

見直し

科目	手法	時間
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	講義	3
ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	講義	2
リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	講義	2
○主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 ※いずれかの科目においてリハビリテーション及び福祉用具それぞれの活用に関する事例を用いた演習を行うこと		
生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント【新設】	講義・演習	3
脳血管疾患のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	5
認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	講義・演習	6
大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	5
心疾患のある方のケアマネジメント【新設】	講義・演習	5
誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント【新設】	講義・演習	5
看取り等における看護サービスの活用に関する事例	講義・演習	4
家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント【新設】	講義・演習	6
計		46

適切なケアマネジメント手法の類型

主任介護支援専門員更新研修カリキュラムの見直しのポイント

権利擁護・意思決定支援の視点の強化

- ・ ケアマネジメントの実践の振り返りを行うとともに、ケアマネジメントプロセス等に関する最新の知見を確認し、実践のあり方の倫理的視点を含めた見直しを行うため、「ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援」を新設
- ・ 認知症や終末期などで意思決定支援を必要とする利用者が増えること等を踏まえ、高齢者の権利擁護や意思決定支援に関する内容を充実させる

適切なケアマネジメント手法に関する科目

- ・ 根拠ある支援の組立の基盤となる視点を学ぶ観点から、「主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践」のの一部科目を適切なケアマネジメント手法の基本ケア（「生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント」）及び疾患別ケア（「脳血管疾患のある方のケアマネジメント」、「認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント」、「大腿骨頭部骨折のある方のケアマネジメント」、「心疾患のある方のケアマネジメント」、「誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント」）を学ぶ科目とする
- ・ 適切なケアマネジメント手法の考え方に基づいた指導や地域づくり等の実践事例について、一般化して考察し、他の事例等への応用が実施できることを修得目標とする

地域共生社会の実現に向けた科目内容の充実

- ・ 現行の「家族への支援の視点が必要な事例」及び「社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例」については、見直し後の「生活の継続及び家族を支える基本的なケアマネジメント」や「認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント」において家族支援に関する視点を学習するとともに、「家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント」において、難病、生活困窮、仕事と介護の両立支援、ヤングケアラー、重層的支援体制整備事業等他の関連施策と連携した事例を取り扱うなど、発展的な見直しを行う

主任介護支援専門員更新研修カリキュラムの見直しのポイント

その他

- 「介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向」については、新設する「ケアマネジメントの実践における倫理」において高齢者の意思決定支援や権利擁護などに関する制度動向が包含されているため、1時間短縮
- 現行の「リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例」（講義・演習）は発展的に見直し、具体的には、「主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践」の前段階にリハビリテーション及び福祉用具に関する知識を学習する科目として、「リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解」を新設するとともに、「主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践」のいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を実施することを明示することにより、現行科目は削除
- 「看取り等における看護サービスの活用に関する事例」については、「ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援」や「心疾患のある方のケアマネジメント」に看取りに関する内容が含まれているため、現行より1時間短縮
- 現行の「入退院時等における医療との連携に関する事例」及び「状態に応じた多様なサービスの活用に関する事例」については、「ケアマネジメントにおける実践事例の研修及び発表」の各科目に包含されているため廃止

主任介護支援専門員更新研修受講には

- ▶ 「介護支援専門員支援」を実践しましょう

〔介護支援専門員支援に自信がない場合〕

- ▶ 『福井県介護支援専門員資質向上事業』 を活用
しませんか

《指定研修実施機関》

介護支援専門員実務研修・更新研修（課程Ⅰ、課程Ⅱ）・再研修（未経験者）

⇒福井県社会福祉協議会

検索

主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修

⇒福井県介護支援専門員協会

検索

『福井県介護支援専門員資質向上事業』の活用

▶ 例えば、こんな困りごとがあった時...



居宅のケアマネ等

一人暮らしの認知症の方が、近所の人とトラブルを起こすので、対応に困っています。

糖尿病の方が食事制限を守れないのですが、主治医が参加するサービス担当者会議のすすめ方が不安です。

自立支援のケアプランが作成できているか自信がありません。

給付管理業務の中でわからないことがあります。

▶ 主任介護支援専門員が居宅介護支援事業所等に出向き、以下の内容で研修を行います。(2時間程度です)



主任ケアマネ

- ◎自立支援に資するケアプランの作成指導
- ◎アセスメントからモニタリングに係る同行演習
- ◎困難事例の対応に関する助言、事例検討、必要に応じて同行訪問
- ◎サービス担当者会議や関係機関との連携に係る助言や同行演習
- ◎給付管理業務に関する助言 等々



ベテラン主任介護支援専門員が、介護支援専門員を支援される実際を、体験研修できます！

『福井県介護支援専門員資質向上事業』 お問合せ先

- ▶ **福井県介護支援専門員協会**

TEL 0776-60-1466

FAX 0776-28-6877

- ▶ **福井県健康福祉部長寿福祉課 地域包括ケアG**

TEL 0776-20-0330

FAX 0776-20-0642